

青警本備一第211号
青警本務第477号
青警本監第232号
平成27年2月26日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の制定について

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）の施行に伴い、青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年2月青森県警察本部訓令第5号）を別添のとおり制定し、平成27年2月26日から施行することとしたが、制定の趣旨及び主な内容は次のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の趣旨

青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令は、法第5条第3項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指示を受けた場合において、青森県警察が行う特定秘密（法第3条第1項の規定により指定された特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し講ずべき措置及び法第12条第1項に規定する適性評価に関し実施すべき措置等を定めたものである。

2 主な内容

(1) 特定秘密管理者の指名等（第1章関係）

ア 特定秘密管理者（第2条関係）

特定秘密の保護に関する業務を管理する者については、警備部長を指名した。

イ 保全責任者等（第3条関係）

(ア) 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務を補助させる者として保全責任者を指名するものとした。

(イ) 特定秘密管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者を指名することができるものとした。

(ウ) 特定秘密管理者は、保全責任者がその職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員を指名することができるものとした。

ウ 職員の範囲の制限（第4条関係）

特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとした。

エ 保全教育（第5条関係）

特定秘密管理者は、職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとした。

(2) 特定秘密の指定に伴う措置（第2章関係）

ア 特定秘密の表示の方法（第6条関係）

保全責任者は、特定秘密文書等の区分に応じ、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付するなど、表示又は認識できるようにするものとした。

イ 通知の方法（第7条関係）

法第3条第2項第2号の通知は、警察本部長が、指定の有効期間満了年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載した書面を、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に供覧させることにより行うものとした。

ウ 周知の方法（第8条関係）

法第5条第2項の通知があったとき、特定秘密管理者は、当該指定がされた旨等を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、当該特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（第7条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとした。

(3) 特定秘密の取扱いの業務（第3章関係）

ア 立入制限（第13条関係）

特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密を適切に保護するため必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとした。

イ 特定秘密文書等の保管容器等（第15条関係）

特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとした。

ウ 特定秘密文書等管理簿（第18条関係）

特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成、交付その他の取扱いの状況を管理するための特定秘密文書等管理簿を備えるものとした。

エ 特定秘密文書等の保管（第29条関係）

特定秘密文書等は、保全責任者が保管するとともに、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとした。

オ 特定秘密文書等の取扱いの記録（第30条関係）

保全責任者は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとした。

カ 廃棄（第31条関係）

特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎等当該特定秘密文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとした。

キ 検査（第33条関係）

特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施するものとした。

(4) 適性評価（第7章関係）

ア 適性評価実施責任者（第38条関係）

適性評価実施責任者は、警務部長とした。

イ 適性評価実施担当者（第39条関係）

適性評価実施担当者は、警務部警務課長及び警務部警務課の職員のうちから適性評価実施責任者が指定する職員をもって充てるものとした。

ウ 苦情受理窓口（第44条関係）

適性評価についての苦情受理窓口は、警務部警務課とした。

エ 苦情処理責任者（第45条関係）

適性評価についての苦情処理責任者は、警務部長とした。

オ 苦情処理担当者（第46条関係）

適性評価についての苦情処理担当者は、警務部警務課の職員のうちから苦情処理責任者が指名する職員をもって充てるものとした。

(5) 通報窓口（第8章関係）

特定秘密の指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、警務部監察課とした。

3 運用及び解釈

(1) 職員の範囲の制限（第4条関係）

特定秘密管理者は、指定された特定秘密ごとに当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を記載した書面を作成し、保管するものとする。

(2) 特定秘密文書等の保管容器（第15条関係）

「特定秘密管理者の定めるところ」については、「規定によることができない場合」の実情に応じ、個別に特定秘密管理者が定めることとする。

(3) 交付及び伝達の承認（第21条関係）

当該特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている同一所属の職員の間における特定秘密の交付又は伝達は、あらかじめ特定秘密管理者が承認したものとみなす。

(4) 運搬の方法（第22条関係）

「運搬することができないとき又は不適當であるとき」の運搬方法については、当該特定秘密文書等の実情に応じ、特定秘密管理者が個別に定めることとする。

(5) 特定秘密文書等保管管理簿（第29条関係）

特定秘密保管管理簿の作成は、保管する特定秘密文書等が大量となる場合その他必要な場合に行うものとする。

4 施行月日

平成27年2月26日

別記様式第1号（第7条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

青 森 県 警 察 本 部 長

特定秘密の指定について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定がされた年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 6 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第2号（第8条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定がされた年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第3号（第9条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

青 森 県 警 察 本 部 長

特定秘密の指定の有効期間延長について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間が延長された年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第4号（第9条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定の有効期間延長について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号

- 2 指定の有効期間が延長された年月日

- 3 指定に係る特定秘密の概要

- 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間

 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第5号（第11条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

青 森 県 警 察 本 部 長

特定秘密の指定の有効期間満了について
標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の満了年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

別記様式第6号（第11条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定の有効期間満了について
標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、周知する。
記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の満了年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

別記様式第7号（第12条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

青 森 県 警 察 本 部 長

特定秘密の指定の解除について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定が解除された年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

(※) 一部解除された場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特定秘密の概要」を「3 一部解除された情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除された情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

別記様式第8号（第12条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

(宛 先)

(特定秘密管理者)

特定秘密の指定の解除について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定が解除されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定が解除された年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

(※) 一部解除された場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特定秘密の概要」を「3 一部解除された情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除された情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を記載。

特定秘密文書等管理簿

登録番号		文書等の件名 (文書番号・媒体)					
文書等の作成又は受領 年月日		作成又は 受領の別		交付元		保存期間	
記録された 特定秘密		指定の整理番号		指定年月日		有効期間満了年月日	
一連 番号	交付			返却		備考	
	年月日	交付先	受領者役職・氏名	年月日	返却者役職・氏名		
特定秘密文書等としての 管理が不要となった 年月日		管理が不要となった理由				廃棄した場合には その方法	

別記様式第10号（第23条関係）

			年
--	--	--	---

特定秘密文書等受領書

登録番号	
件名	
交付機関名	
交付者	

上記の文書物件を受領しました(該当するに印を付ける。)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	印

別記様式第14号（第41条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

（特定秘密管理者）

警 務 部 長

適性評価に関する通知書（承認の有無）

平成 年 月 日付け候補者名簿に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての警察本部長の承認の有無は下記のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）IV3(2)イの規定により通知する。

記

別記様式第15号（第42条関係）

			年
(平成 年 月末まで保存)			
発	番	号	
平成	年	月	日

（特定秘密管理者）

警 務 部 長

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）IV〔4(3)イ・4(4)ウ・7(2)ア〕の規定により通知する。

別 表

作成日：平成 年 月 日

候補者 名簿		氏 名		ふりがな		生年月日				所属する部署	役職名	結果
作成日	番号	氏	名	氏	名	年号	年	月	日			

備考 結果欄には、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合は「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、特定秘密保護法第15条第2項において準用する第12条第3項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と、それぞれ記載する。

